

石垣市道路占用料徴収条例(昭和60年石垣市条例第20号)の新旧対照表

現行	改正後（案）
（趣旨） 第1条 この条例は、道路法(昭和27年法律第180号。以下「法」という。) 第39条第2項の規定に基づき、市が法第32条の規定による道路占用の許可を受けた者(以下「占用者」という。)から徴収することができる道路の占用料(以下「占用料」という。)の額及びその徴収方法について定めるものとする。 （占用料の徴収方法） 第4条 市長は、占用を許可したときは、第2条の規定による占用料の納入通知書を占用者に交付するものとする。 2～3 略 別表(第2条関係)	（趣旨） 第1条 この条例は、道路法(昭和27年法律第180号。以下「法」という。) 第39条第2項及び第73条第2項(これらの規定を法第91条第2項において準用する場合を含む。) の規定に基づき、市が法第32条第1項若しくは第3項の規定による道路占用の許可(電線共同溝の整備等に関する特別措置法(平成7年法律第39号。以下「電線共同溝整備法」という。) 第10条、第11条第1項若しくは第12条第1項又は第21条の規定に基づく電線共同溝の占用許可を含む。以下同じ。) を受けた者又は法第35条の規定により道路を占用する者(以下「占用者」という。)から徴収することができる道路の占用料(以下「占用料」という。)の額及びその徴収方法について定めるものとする。 （占用料の徴収方法） 第4条 市長は、占用を許可したとき又は占用の協議が成立したとき(電線共同溝に係る占用料にあつては、電線共同溝整備法第10条、第11条第1項若しくは第12条第1項の規定により許可をし、又は電線共同溝整備法第21条の規定により協議が成立したとき(当該許可又は当該協議に係る電線共同溝への電線の敷設工事を開始した日が当該許可をし、又は当該協議が成立した日と異なる場合には、当該敷設工事を開始したとき))に、第2条の規定による占用料 を占用者より徴収するものとする。 2～3 略 別表(第2条関係)

別記1参照	別記1-1参照
-------	---------